

# 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団を プラチナえるぼし認定しました！！



(写真左から伊藤事務局長、瀨瀨理事長、佐藤総務課長、伊藤労働局長)

令和3年3月25日(木)、愛知労働局(伊藤正史)はプラチナえるぼし認定通知書交付式を開催し一般財団法人名古屋市療養サービス事業団(瀨瀨敬吾理事長)に対して同認定通知書を交付しました。

プラチナえるぼし認定は令和2年6月1日に施行された改正女性活躍推進法により創設された特例認定制度であり、女性の活躍推進に関する取組の状況が優良なえるぼし認定企業のうち、特に取組が優良である企業が取得できます。今回の認定が愛知県第2号であり、県内の医療・福祉業で初の認定です。



交付式の様子

## 【瀨瀨理事長コメント】

当事業団は、職員の9割以上が女性であり、看護師・保健師、理学療法士など多くの専門職の女性が活躍しています。家庭生活との両立が図りやすいよう、育児や介護に取得事由を限定しない短時間常勤職員制度(短時間正社員)も選択でき、また、充実した研修制度を設けて、人材の定着と確保に努めています。

現在のコロナ禍では、厳重な感染防止対策を講じ、小学校等の休業で子どもの世話をする職員には、職免(特別有給休暇)を設け、業務は他の職員にシフトするなどにより、事業所全体でカバーするよう、子育てしやすい職場作りに努めています。

今回のプラチナえるぼし認定を機に、一層女性が働きやすく活躍できる職場となるよう、環境整備等を進めてまいります。



## 【佐藤総務課長コメント】

「安心して復職が出来る場所づくり」を目標に掲げ、女性の活躍推進に取り組んできました。お陰様で2015年からの育児休業の復職率は90%以上になっています。復職後も育児短時間制度を上手に利用して、育児と仕事の両立を図っている職員が多数在籍しています。また介護休業を取得する職員も出てきましたが、復職率は100%となっております。どちらの休業に関しても「自分の戻る場所がある」ということが、休業者の不安を取り除けているのではないかと思います。

えるぼし及びプラチナえるぼし認定をお考えの企業担当者の方もいらっしゃると思いますが、私の経験上データの蓄積が功を奏したと思います。ぜひ参考にさせていただければと思います。



## 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団の 女性の活躍推進に関する取組状況

所在地:名古屋市

業種:訪問看護

労働者数:416名(男性29名、女性387名)



- ☑ 採用における男女別の競争倍率 **男性1.3倍 女性1.1倍**
- ☑ 管理職に占める女性労働者の割合 **89.2%** (産業平均値42.2%)
- ☑ 一月あたりの労働者の平均残業時間 **7.9時間**
- ☑ 直近の3事業年度における通常の労働者への転換等 **7名**
- ☑ 毎週水曜日を定時退社日に設定し**90%**以上の実行率を達成
- ☑ 女性労働者の育児休業取得率 **100%**